

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

			No. 39					
対 象 手 続			退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）			（ No33・34・35・36・38・39の各支払調書を提出する際には、提出者単位でまとめて提出されるため、各手続の年間平均申請件数はすべて同一として記載している。）		
年 間 平 均 申 請 件 数			2,291,000 件			(135,000枚)		
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法（昭和40年法律33号）第226条第2項					
手 続 概 要 （ 主な利用者と代理申請率を明記）			居住者に対し、国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）		4,210	13,384	44,000 （国税局等からの申告を前提） 137万枚 （国税局等からの申告を前提） 137万枚	67,000 （国税局等からの申告を前提） 137万枚 （国税局等からの申告を前提） 137万枚	183,000 （国税局等からの申告を前提） 137万枚 （国税局等からの申告を前提） 137万枚	
	目標利用率（％）		0.18%	0.58%	2% 8.82%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-			
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。（→平成18年5月要請済） ○ 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他		-			-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 40

対 象 手 続		公的年金等の源泉徴収票（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		2,000 件 (28,581,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第226条第3項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		居住者に対し、公的年金等を支払った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	1	40 （課税基礎等の算出を前提） 課税基礎の算出 80万円 課税基礎の算出 80万円	60 （課税基礎等の算出を前提） 課税基礎の算出 110万円 課税基礎の算出 110万円	160 （課税基礎等の算出を前提） 課税基礎の算出 168万円 課税基礎の算出 168万円
	目標利用率（％）	0.00%	0.05%	2%	3%	8%
				0.40%		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-		-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
そ の 他		-		-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.41

対 象 手 続		信託の計算書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		4,000 件 (574,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第227条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		信託の受託者が、信託を受託した場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	80 （当該基盤等の普及を前提） 当該基盤等の普及率 80.7% 日本・ロシアの普及率 80.7%	100 （当該基盤等の普及を前提） 当該基盤等の普及率 11.7% 日本・ロシアの普及率 61.7%	300 （当該基盤等の普及を前提） 当該基盤等の普及率 94.7% 日本・ロシアの普及率 168.7%	
				0			
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）			
	添 付 書 類			-			
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-			
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時		(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。(→平成19年2月～3月実施済)		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置	-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
	シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。(→平成18年10月実施済) ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。(→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。) ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。(→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施) ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。(→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施)				
そ の 他	-		-				

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ	http://www.e-tax.nta.go.jp
----------------------------	----------------------------

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.42

対 象 手 続		生命保険金・共済金受取人別支払調書（及び同合計表）				
年 間 平 均 申 請 件 数		12,000 件 (993,000枚)				
根 拠 法 令 ・ 条 項		相続税法（昭和25年法律73号）第59条第1項1号				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		生命保険金や共済金の支払をした場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	0	0	200 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 83.7% 認定申請書の普及率 60.7% 認定申請書の普及率 60.7%	350 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 91.3% 認定申請書の普及率 61.7% 認定申請書の普及率 61.7%	900 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及率 96.4% 認定申請書の普及率 168.7% 認定申請書の普及率 168.7%
				4		
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.03%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-	
	上記項目以外のインセンティブ措置	-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善	○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動	○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他	-		-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.43

対 象 手 続		国外送金等調書（及び同合計表）						
年 間 平 均 申 請 件 数		23,000 件（2,783,000枚）						
根 拠 法 令 ・ 条 項		内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）第4条						
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		金融機関等を通して国外送金等に係る為替取引を行った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）						
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20		
	目標利用件数（件）	0	0	400 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及： 137件 認定システム利用の普及： 67件 1	700 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及： 1137件 認定システム利用の普及： 617件	1,800 （認証基盤等の普及を前提） 認証基盤等の普及： 9647件 認定システム利用の普及： 1687件		
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%		
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施、平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-			

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ	http://www.e-tax.nta.go.jp
----------------------------	----------------------------

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

							No.44
対 象 手 続		先物取引に関する調書（及び同合計表）					
年 間 平 均 申 請 件 数		2,000 件 (2,827,000枚)					
根 拠 法 令 ・ 条 項		租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 第41条の14第4項					
手 続 概 要 （ 主 な利用者と代理申請率を明記）		商品取引員等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引等について、当該取引に係る差金等決済を行った場合に提出する。 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	0	0	40 《課税基礎情報の普及を前提》 課税基礎情報の普及 33万枚 課税ソフトの普及 60万枚	60 《課税基礎情報の普及を前提》 課税基礎情報の普及 11万枚 課税ソフトの普及 61万枚	160 《課税基礎情報の普及を前提》 課税基礎情報の普及 96万枚 課税ソフトの普及 168万枚	
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		-		-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→ 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-		-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.45

対 象 手 続		特定口座年間取引報告書（及び同合計表）							
年 間 平 均 申 請 件 数		1,000 件 (489,000枚)							
根 拠 法 令 ・ 条 項		租税特別措置法 第37条の11の3第7項							
手 続 概 要 (主な利用者と代理申請率を明記)		証券業者等が、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約により、特定口座の開設を行っている場合に提出する。 (主な利用者：法人、代理申請率：不明)							
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件）	0	0	20 （注）基幹情報の普及を前提 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 1	30 （注）基幹情報の普及を前提 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚	80 （注）基幹情報の普及を前提 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚 （注）基幹情報の普及 10万枚			
	目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.10%	3%	8%			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
				-			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-					
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-			
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）			
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-			
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-			
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-			
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）			
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-				
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）				
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 民間団体・企業に対して、法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他		-			-				
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp					

No. 46

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

対 象 手 続		事業年度等を変更した場合等の届出							
年 間 平 均 申 請 件 数		300,000 件							
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第15条							
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		事業年度等を変更した場合等の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）							
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20			
	目標利用件数（件）	11	21	6,000 （昭和基盤後の普及率を前提） （注）法務省の普及率 43.2万 （注）民間の普及率 40.2万 77	9,000 （昭和基盤後の普及率を前提） （注）民間の普及率 11.5万 （注）民間の普及率 8.1万	24,000 （昭和基盤後の普及率を前提） （注）民間の普及率 36.2万 （注）民間の普及率 16.0万			
	目標利用率（％）	0.01%	0.01%	2% 0.03%	3%	8%			
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			変更事項に応じて 1 登記事項証明書等 2 定款等の写し 3 合併契約書の写し 4 その他参考となる書類 （注） ・添付書類のうち、法人登記事項に関する証明書等については、既に法務省が運用している「登記情報サービス」を活用することにより、添付を省略している。			○ 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 ・添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信 ・税理士関与の納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年実施を目指す） ○ 更に、税理士関与の納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることに関して検討を行う。 →添付書類の送付を不要とする方向で検討を進める。		
				・変更事実の確認及び申告の適正性を確保するため必要 →添付書類の送付を不要とする方向で検討を進める。					
	本人確認方法		本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-		
	本人確認方法		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）		
	手 数 料		オンライン手続の場合	-			-		
			紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合	-			-		
			紙による手続の場合（オフライン）	-			-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
			紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
	そ の 他		-			-			

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.48

対 象 手 続		青色申告書の承認の申請					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第122条第1項、第146条、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第52条、第62条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		法人税の確定申告書、中間申告書等を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件）	4	5	2,000 （平成17年度の実績）130万 （平成18年度の実績）13万 （平成19年2月末までの実績）13万	3,000 （平成17年度の実績）13万 （平成18年度の実績）13万 （平成19年2月末までの実績）13万	8,000 （平成17年度の実績）13万 （平成18年度の実績）13万 （平成19年2月末までの実績）13万
		目標利用率（％）	0.01％	0.01％	2％ 0.13％	3％	8％
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-			-	
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
	シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
	広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）	
	そ の 他		-			-	

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.49

対 象 手 続		納税地の異動の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第20条、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第18条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		納税地の異動をした場合の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	10	47	4,000 （法人基礎情報の普及を前提） 法人基礎情報の普及 113万件 法人基礎情報の普及 60万件	6,000 （法人基礎情報の普及を前提） 法人基礎情報の普及 113万件 法人基礎情報の普及 60万件	16,000 （法人基礎情報の普及を前提） 法人基礎情報の普及 113万件 法人基礎情報の普及 60万件
					1,114		
		目標利用率（％）	0.01％	0.02％	2％	3％	8％
0.56％							
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類		登記事項証明書等 （注） ・ 添付書類のうち、法人登記事項に関する証明書等については、既に法務省が運用している「登記情報サービス」を活用することにより、添付を省略している。 ・ 変更事実の確認及び申告の適正性を確保するため必要 → 添付書類の送付を不要とする方向で検討を進める。			→ 添付書類の送付を不要とする方向で検討を進める。	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況						
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 → 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。 （平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-		
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→ 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50％以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		